

北海道サイクルルート連携協議会アドバイザー会議 設立趣旨

我が国では健康志向、環境意識の高まり等により自転車保有台数は増加を続け、特に近年ではロードバイクなどのスポーツ車の利用が増加している。平成28年12月には自転車活用推進法が成立し、自転車を取り巻く機運が高まっているほか、平成28年3月に閣議決定された「北海道総合開発計画」では、北海道においてアジアの中でも特徴的で魅力的な観光資源を活かしながら「世界水準の観光地」を目指すこととしている。

近年では道内各地において自転車を活用した各種イベント等も多く実施されているが、国内外から訪れるサイクリストは、北海道のロングライドや景観、食等に魅力を感じている一方、休憩等の施設や道路案内、輪行などに不満を感じていることも多く、北海道を「世界水準」のサイクリング環境に高めていくためには、関係者が連携して取り組んでいく必要がある。

ついては、北海道におけるサイクルツーリズムを推進するために、先進地域の取組等も踏まえつつ、自転車の走行環境、受入環境の改善・充実を図るための方策や、サイクリストも参画した効果的な情報発信の方策、持続的に取り組みを進めるための体制や役割分担などについて、先進的なサイクルツーリズム環境の実現に向け、広範な助言をいただくため、「北海道サイクルルート連携協議会アドバイザー会議」を開催するものである。

なお、検討委員会の事務局は、国土交通省北海道開発局並びに北海道に置くこととする。

北海道サイクルルート連携協議会アドバイザー会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「北海道サイクルルート連携協議会アドバイザー会議」（以下、「アドバイザー会議」という）と称する。

(目的)

第2条 アドバイザー会議は、「北海道のサイクルツーリズム推進方針」に基づく取組について広範に助言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 アドバイザー会議は、別表の委員で構成する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3 委員の追加・変更は、「北海道サイクルルート連携協議会」（以下、「連携協議会」という）の議決によるものとする。

(会長)

第4条 アドバイザー会議に会長をおくものとする。
2 会長は、アドバイザー会議の中から互選により充てる。
3 会長は、アドバイザー会議の議長となり、議事の円滑な進行に当たる。
4 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
5 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(アドバイザー会議の運営)

第5条 アドバイザー会議は、「連携協議会」の要請に基づいて開催する。
2 アドバイザー会議の運営に必要な準備は事務局が行うものとする。
3 事務局は、北海道開発局及び北海道に置くものとする。

(その他)

第6条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度「連携

協議会」において、協議し定めるものとする。
また、本規約の改正等は、「連携協議会」の議決をもって行うこととする。

(付則)

1 . 本規約は、令和元年 1 1 月 2 2 日から施行する。

(別表)

北海道サイクルルート連携協議会アドバイザー会議

委員名簿

かとう きょうこ 加藤 京子	一般社団法人 自転車協会 理事
たかはし きよし ○高橋 清	北見工業大学 地域未来デザイン工学科 教授
はぎわら とおる 萩原 亨	一般財団法人 北海道道路管理技術センター 顧問 (北海道大学 名誉教授)
みやうち しのぶ 宮内 忍	NPO法人日本風景街道コミュニティサイクルツーリズム 研究委員会 顧問(元サイクルスポーツ編集長)
や い てつお 屋井 鉄雄	東京科学大学 特命教授
や が さ き のりこ 矢ヶ崎 紀子	東京女子大学 現代教養学部 国際社会学科 教授
よしい とし お 吉井 稔雄	北海道大学大学院 工学研究院 教授

(○:会長)
(敬称略)
(五十音順)